○消防庁告示第十五号

消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第二号中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に改める。

第五号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改める。

第九号中「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改める。

第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　特定駐車場用泡消火設備の点検の基準及び点検票　別表第三十六及び別記様式第三十六

別表第三十五の次に次の一表を加える。

別表第36　特定駐車場用型泡消火設備の点検の基準

1　機器点検

次の事項について確認すること。

⑴　水源

ア　貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ　水量

規定量が確保されていること。

ウ　水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ　給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ　水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ　圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ　バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

⑵　加圧送水装置

ア　ポンプ方式

(ｱ)　電動機の制御装置

a　周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c　表示

適正であること。

d　電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e　開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f　ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g　継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h　表示灯

正常に点灯すること。

i　結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j　接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k　予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(ｲ)　起動装置

a　起動用水圧開閉装置

(a)　圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b)　起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c)　機能

作動圧力値が適正であること。

b　火災感知装置

(a)　感知器

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じ、機能が正常であること。

(ｳ)　電動機

a　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b　回転軸

回転が円滑であること。

c　軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d　軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e　機能

正常であること。

(ｴ)　ポンプ

a　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b　回転軸

回転が円滑であること。

c　軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d　グランド部

著しい漏水がないこと。

e　連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f　性能

適正であること。

(ｵ)　呼水装置

a　呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b　バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。